

随意契約によることとした理由

1 件名

広島市コールセンター運営業務

2 業務概要

本業務は、市民より電話で寄せられる本市業務、手続きに関する一般的な問合せに対して適切かつ速やかに受付、回答する「広島市コールセンター」の運営を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

(2) 商号又は名称

株式会社ベルシステム24

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

事業者の選定に当たっては、運営業務にあたるオペレーターの質等の向上のため、コールセンターの運営に関して豊富な経験及びノウハウを有する民間事業者による公募型プロポーザルを実施した。

同プロポーザルにおいては、4事業者から企画提案書が提出され、広島市コールセンター運営業務公募型プロポーザル審査委員会において審査した結果、最高得点者である株式会社ベルシステム24を受託候補者として特定したため、当該事業者と随意契約するものである。